

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第53号）

1 請求対象文書（諮問案件第83号）

「平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の「第Ⅲ編 利水計画検討」に記載されている次の事項に関する公文書

- (1) 河床の平均勾配 $I = 1/200$ の根拠
- (2) 河川断面図の測量データ
- (3) 流量、流速、水面幅を求めた計算資料

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H17. 10. 14 公開請求
- (2) H17. 10. 28 不存在決定
- (3) H17. 12. 13 異議申立て
- (4) H18. 5. 2 諮問
- (5) H20. 12. 12 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項（不存在）</p>	<p>異議申立人は、本件公開請求に係る公文書は、業務委託の検証のために必要なもので、少なくとも報告書の付属資料として添付されていなければならないとし、仮に打合せ協議で検討したとするなら、記録が残されているはずであるとしており、一方、実施機関は、当該資料については業務委託の成果品として提出を求めておらず、打合せ協議においても、その内容が妥当であり、一般的な値と乖離していない場合には、記録を残していないとしている。</p> <p>当審査会において、本件業務委託に係る「委託（当初）設計書」の特記仕様書を見分したところ、「6成果品」において、「成果品の作成及び提出方法は「共通仕様書」による」と記載されている。共通仕様書の第2214条では、「河川調査・計画」の「成果品」として、本報告書、概要版及び付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）と規定されている。</p> <p>しかし、特記仕様書では、前述の記載に続いて、「提出部数は次のとおりとする。」とされ、「報告書（A4版）3部」と記載されているので、本件業務委託において付属資料の提出が不可欠ではないとする実施機関の主張は、理由がある。</p> <p>また、報告書に添付された「協議（打合せ）記録簿」を見分したところ、4回実施されていたが、いずれにおいても、本件公開請求に係る内容は記載されておらず、本件請求文書に該当しないと認められる。</p> <p>以上のことから、本件公開請求に対して、実施機関が存在決定を行ったことは、不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)
答申第53号

答 申 書

平成20年12月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年10月14日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「報告書」という。）の「第Ⅲ編利水計画検討」の3-46ページに記載されている次の事項に関する公文書

- (1) 河床の平均勾配 $I=1/200$ の根拠
- (2) 河川断面図の測量データ
- (3) 流量、流速、水面幅を求めた計算資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年10月28日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

河床の平均勾配と河川断面図は現地の実測により求めたものであり、流量、流速、水面幅はマンニングの公式により算出したものである。

業務委託の成果品として求めていないため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年5月2日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、平成16年度（原文のまま）の犀川水系河川整備計画検討業務において利水計画検討の中に書かれている大豆田大橋地点の断面特性を求めた図表の基礎データ、河床の平均勾配 $I=1/200$ の根拠、河川断面図の測量データ及び流量、流速、水面幅を求めた計算資料の公開を求めたが、いずれも業務委託の成果品として提出を求めているので不存在とされた。

しかしながら、平均勾配は観測する位置や時期によって変化するので、実測した日時等が示されないと検証できず、また、測量データの数字等がないと、成果品の正しさを確認できない。

- (2) 実測データと計算過程は、報告書の提出時に検収されており、検査に合格した以上、必ず存在しなければならない。
- (3) 業務委託は、測定、観測、調査等の基礎データと、解析の途中経過及び最終成果を提出して、検査を受け完成となるもので、今回の場合、横断測量成果のバックデータは提出されていなければならない。
- (4) 石川県の土木部調査関係共通仕様書の設計及び解析業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1101条では、「設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束する」と記載されており、実施機関の「特記仕様書が優先する」とする主張はこの趣旨から外れている。

また、特記仕様書は共通仕様書を補足するとされており、特記仕様書は補足的なもので、報告書は共通仕様書の要件を満たしていなければならない。

- (5) 共通仕様書第1204条において、調査業務の内容は、「現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果のとりまとめを行うこと」とされている。

また、共通仕様書第1210条では、「業務報告書の作成にあたって、その検討・解析等の過程とともにとりまとめる」とされており、解析結果のみが記載されている報告書はこの要件を満たしていない。

さらに、現地の状況を示す写真と作業経過写真が必要とされ、「検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記する」とされているが、全く記載されていない。

- (6) 本件公開請求に係る資料は、少なくとも、付属資料として添付されていなければならないものと考えられるが、打合せ協議等で確認しているというのであれば、打合せの内容が保存されているはずであるので、その文書を本件公開請求の対象として特定し、公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開請求の対象は、平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託（以下「本件業務委託」という。）において利水計画検討を行

う際に、低水時の流量等を求めるため、河床平均勾配及び河川断面を実測し、これを条件として、マンニングの公式により、流量、流速、水面幅を算出しており、この過程を表す公文書である。

これらの数値は、打合せ協議等により妥当であるかどうかを確認していることから、その根拠となる測量データや計算過程については、業務委託の成果品として提出を求めているので、本件公開請求に係る公文書は存在しない。

- 2 本件業務委託では、多様な自然条件を計画対象とするため、報告書を作成・記述する際には、検討条件の設定と検討結果の記述が大半を占めており、その内容が妥当であり、一般的な値と乖離していない場合には、協議記録簿に個別の条件設定を記載することは行っていない。
- 3 業務委託の成果については、数値の根拠資料全てを成果品とすると膨大なものとなるため、特記仕様書に記載がない限り、最終成果のほか、重要な条件や採用した基準など可能な限り成果品とするよう努めており、本件業務委託においても、検討・解析の過程、計算条件、使用した断面積等は報告書内に記載、説明されていることから、共通仕様書が求める「検討・解析の過程をとりまとめる」ことが達成されていると判断している。
- 4 特記仕様書では、業務目的、成果の仕様、業務方法について示しており、特記仕様書の内容を達成することが業務の目的といえ、共通仕様書は、特記仕様書に定めのない共通の業務の進め方、取りまとめ方法について示し、参照するものであるので、特記仕様書が共通仕様書に優先するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

報告書の「第Ⅲ編利水計画検討」において、大豆田大橋地点の断面特性を求めた際に使用した河床平均勾配、河川断面測量データ及び流量、流速、水面幅を求めた計算資料である。

なお、異議申立人は、本件公文書について、「平成16年度」と述べているが、本件業務委託については、平成15年12月18日に契約し履行期限を平成16年3月25日としていたが、予算を繰り越し、工期を延長して履行期限を同年11月30日とする変更契約を締結し、報告書は平成16年度に提出されたことによるものと思われる。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、本件公開請求に係る公文書は、業務委託の検証のために必要なもので、少なくとも報告書の付属資料として添付されていなければならないとし、仮に打合せ協

議で検討したとするなら、記録が残されているはずであるとしており、一方、実施機関は、当該資料については業務委託の成果品として提出を求めておらず、打合せ協議においても、その内容が妥当であり、一般的な値と乖離していない場合には、記録を残していないとしている。

- (1) 当審査会において、本件業務委託に係る「委託（当初）設計書」の特記仕様書を見分したところ、「6 成果品」において、「成果品の作成および提出方法は「共通仕様書」による」と記載されている。共通仕様書の第 2 2 1 4 条では、「河川調査・計画」の「成果品」として、本報告書、概要版及び付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）と規定されている。

しかし、特記仕様書では、前述の記載に続いて、「提出部数は次のとおりとする。」とされ、「報告書（A4 版）3 部」と記載されているので、本件業務委託において付属資料の提出が不可欠ではないとする実施機関の主張は、理由がある。

- (2) また、「協議（打合せ）記録簿」を見分したところ、4 回実施されていたが、いずれにおいても、本件公開請求に係る内容は記載されておらず、本件請求文書に該当しないと認められる。

以上のことから、本件公開請求に対して、実施機関が不存在決定を行ったことは、不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件公開請求に係る本件業務委託のあり方が不適切である旨の主張を行っているが、当審査会は、本件業務委託の適否を判断する立場にはなく、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第 6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 5 月 2 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 8 3 号)
平成 18 年 6 月 7 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 7 月 3 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 20 年 1 月 30 日 (第 159 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 5 月 28 日 (第 162 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 6 月 26 日 (第 163 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 20 年 7 月 31 日 (第 164 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 8 月 28 日 (第 165 回審査会)	○異議申立人から意見聴取を行った。
平成 20 年 10 月 9 日 (第 167 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第 168 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○事案の審議を行った。